

高市政権下の軍事化の進行と憲法の平和原則の発展

稻 正樹 日本民主法律家協会理事長

一 軍事費の増額

現在追求されている安保三文書の改定の焦点の一つが軍事費の増額である。二〇二五年一月に発表された米国の「国家安全保障戦略」は、「トランプ大統領が日本と韓国の負担共有の増大を強く求めていることを踏まえ、我々は両国に対し、敵対勢力の抑止と第一列島線の防衛に必要な新たな能力を含めた能力に重点をおいた国防費の増額を強く求めなければならない」と述べた⁽¹⁾。そして近く公表予定の米国の「国家防衛戦略」の方針を反映して、米国防長官は二月六日に、日本などの同盟国に数年以内にGDP比5%まで国防費を引き上げる目標を導入することを求めた⁽²⁾。従属国家日本⁽³⁾がアメリカの要求を果然として跳ね除けることができるか、正念場となっている。

一月二八日に閣議決定された二五年度補正予算案では軍事費総額に一・一兆円を計上し、二〇二七年度までに達成する計画だったGDP比2%目標を前倒しして達成した。

このようない動向に対し、軍事支出の再生産外消耗性を再確認して、それを抜本的に削減することによって、日本国憲法の「平和国

二二年度からわずか三年間で二倍に引き上げる異常な大軍拡である。軍事費の大幅増額を求めるトランプ政権の要求に応じて、高市首相は所信表明演説で二五年度中の2%目標の前倒し達成と、安保三文書を二六年中に改訂する意向を示していた。財政法では補正予算

の作成に関して、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」を行う場合(二九条一項)と規定しているところ、安倍政権の二三年度から補正予算への軍事費計上が常態化している⁽⁴⁾。

二 非核三原則の見直し

高市早苗首相は二〇二五年一二月一一日の衆議院予算委員会で、来年度中を目指す安保三文書の前倒し改訂で「非核三原則を堅持する」との文言を引き継ぐかをめぐり、「申し上げる段階ではない」と述べ、堅持するか否か明言を避けた⁽⁵⁾。一月一五日には自民党と維新の会で見直しを含めて議論する方向だと報道された⁽⁶⁾。

一月二六日の公明党の斎藤鉄夫代表との党首討論では非核三原則を「政策上の方針としては堅持している」が、「持ち込ませず」については、民主党政権の岡田外相の二〇一〇年の国会答弁を引き継いでいる⁽⁷⁾。有事の例外扱いの可能性に触れたこれまでの政府見解の継承を表明した⁽⁸⁾。

自民党の安全保障調査会は安保三文書の改

家」の具体化を図ることを改めて確認したい。すなわち、「軍備と戦争は、軍事的にも経済・財政的にもすでに伝統的な手段性(外国の武力攻撃から、国民の人権と国家の独立を守る最後手段として国家に必要不可欠なものとする)を喪失しているだけでなく、生存権や社会保障等『文明』の破壊要因となつていて、国際的な合意となつていて『国際紛争』の平和的解決を踏まえて、軍縮を本格的に唱導し、実行に移せば、『危機』の克服に不可欠な大きな財源を得ることにもなる。それは、日本の場合、憲法上政府の義務に属することであり、アメリカをも救出する方法となる⁽⁹⁾。

定に向けた議論を開始し、二六年春までにまとめる予定の安保三文書の改定の際に非核三原則の見直しを行うことが報道されている⁽⁹⁾。

非核三原則の見直しに関して、筧川平和財団の安全保障・日米グループは以下のような主張をしている⁽¹⁰⁾。

「非核三原則のうち、『(米国に核を)持ち込ませず』は、台湾有事において、中国を打撃できる米陸・海・空軍の核搭載の装備を日本に配備または寄港させられないことを意味しており、米国の拡大核抑止の有効性を低下させるという意味で安全保障上の国益を損ねている。本来、『(中国に核を)撃ち込ませず』というべきところであり、安全保障の論理としては倒錯している。」

【提言2】共同計画実現のための、非核三原則第3項『持ち込ませず』の見直し・①日本の非核三原則のうち、核搭載米艦船及び米航

空機の、寄港及び領海内通行・領空通過さえ認めないという従来の『持ち込ませず』の解釈は、将来の緊急事態の発生に際して日本への核持ち込みが必要になつた場合には時の政権の判断で非核三原則の例外を認める、という政府見解(2010年3月17日の衆議院外務委員会で当時の岡田克也外相答弁)に従つて、見直す必要がある。②非核三原則のうち第3項『持ち込ませず』を『撃ち込ませず』に変更するべきである。さもなければ、【提言3】の米国の戦術核の作戦上の選択肢に関して、日本政府として発言権を失うことになる。③これに伴い、下記【提言7】で示すような、日本国

内への米国の核持ち込みや日米間の核共有の取り組み等を検討すべきである。」

なお【提言3】は、「核レベルまでのエスカレーションを想定した有事の作戦に関する日米拡大抑止協議の開始」、【提言7】は、「自衛隊の核抑止に関連した運用能力の向上及び核持ち込み・核共有の推進」を述べている。

非核三原則の見直しは、国内への核持ち込みを平時から認めることでアメリカの核戦略への加担を一層深め日本を核戦争の足場にしようとするものであり、国会決議による国是を内閣の判断で変更することは許されない⁽¹¹⁾。日本がなすべきことは、核兵器禁止条約への加盟、東北アジア非核地帯条約の締結、そして通常兵器を含めた軍縮の実現の推進に率先して取り組んでいくことである⁽¹²⁾。

三 武器輸出の全面的な解禁

日本が武器を輸出しないことは、専守防衛や非核三原則と並んで、平和憲法の下での日本の国是だつた。一九六七年に佐藤首相が表明した共産圏諸国、国連決議で武器の輸出が禁止されている国、国際紛争の当事国またはそのおそれのある国への武器輸出を禁止する『武器輸出三原則』は、一九七六年に三木内閣によつて、三原則対象地域以外の地域についても憲法及び外国為替及び外国貿易管理法(現在は外国為替及び外国貿易法)の精神にのつとり「武器」の輸出を慎む、武器製造関連設備の輸出については「武器」に準じて取り扱うという政府統一見解となつた。さらに一九

八一年には、全会派一致の共同提案で衆議院と参議院において、「政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもつて対処することで、共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである」という「武器輸出問題に関する決議」がなされた。

ところが安倍内閣は、二〇一四年四月に新たに「防衛装備移転三原則」を閣議決定した⁽¹³⁾。第一原則は「移転(=輸出)を禁止する場合の明確化」であり、①日本が締結した条約などとの国際約束に違反する場合、②当該移転が国連安全保障理事会の決議に違反する場合、③紛争当事国(国連安保理が制裁措置をとつている対象国)への移転となる場合の海外移転を禁じたが、これまで「紛争当事国」だけでなく「そのおそれのある国」向けの輸出も禁じていたのを、除外した。

第二原則の「移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開」は、平和貢献・国際協力の積極的推進とわが国の安全保障に資する場合に移転を認めるとした。極めて抽象的な規定であり、政府の恣意的な判断が可能となつた。米国など同盟国との武器の共同開発・生産の実施、安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持などを、無条件に安全保障に資する場合として例示している。

第三原則の「目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保」は、相手国政府に目的外使用・第三国移転について日本の事前同意を義務づけたが、平和貢献・国際協力の積極

的な推進のため適切と判断される場合などには仕向け先の管理体制の確認で足りるとした。武器輸出を原則禁止から原則容認へと転換させるものとなつた。

岸田政権下の一〇二三年二月二二日に「防衛装備移転三原則」と「運用指針」が改定され、殺傷兵器の輸出が解禁された。前者では、新たに、「官民一体となつて防衛装備の海外移転を進める」とが謳われた。後者では、

①国際共同開発・生産に関して、パートナー国が完成品を移転した第三国への部品や技術の直接移転も可能にした。②外国企業に特許料を払つて日本国内で製造する「ライセンス生産品」をライセンス元の国へ輸出可能にした。③「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の五類型に関わる武器の輸出は、「本来業務」や「自己防護」に必要な場合には殺傷兵器も搭載できることになった。④「国際法に違反する侵略を受けている国」など「被侵略国」全般に、非殺傷武器を輸出できるようになつた。⑤国際共同開発品の第三国輸出は、戦闘機のエンジン、主翼などの「部品」や技術の提供を可能とした¹⁴⁾。

さらにパトリオット・ミサイルの米国への輸出が決定され、二〇二五年一月二〇日には輸出が完了した¹⁵⁾。二〇二四年三月二六日には、運用指針の一部改定によって、国際共同開発・生産のパートナー国以外の第三国への完成品の輸出が可能になり、日英伊が共同開発・生産する次期戦闘機（グローバル戦闘航空プログラム）の第三国への輸出が解禁された¹⁶⁾。

防衛省が設置した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」の二〇二五年九月一九日の報告書では、防衛装備移転の提言に関して、「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の五類型に該当すれば移転が認められ得るといったルールが設けられているが、現実を勘案し、国民の理解を得て移転の道を広げていくことが必要である。その際、我が国と友好関係にあり、自由や民主主義といった価値観を有し、他国から脅威を受けている国への装備の移転については、制限を設けないとする考え方も一案である」と述べている¹⁷⁾。

自民党と維新の会の二〇二五年一〇月二〇日の連立合意書では、「防衛生産・技術基盤を強化する観点から、二六年通常国会において『防衛装備移転三原則の運用指針』の五類型を撤廃し、防衛産業にかかる国営工廠および国有施設民間操業に関する施策を推進する」とが謳われている¹⁸⁾。

政府内では、運用指針の五類型の記述を削除した上で、代わりに「完成品全般」と明記する案が取りざたされており、来春にも撤退する方向で調整に入つたと報じられている¹⁹⁾。

殺傷武器の輸出解禁は、集団的自衛権の行使容認や、敵基地攻撃能力の保有など、積み重ねられてきた解釈改憲の延長線上にある。日本が「戦争をする国」となり、「他国に殺傷兵器を輸出する国」にまでなれば、平和憲法は完全に空洞化する。日本が厳格な武器輸出全面禁止の原則を改めて採用し、現行の防衛装備移転三原則をその方向へ改定する。国際

協力において「紛争を助長しない」原則を改めて確立し、軍事的な協力ではなく、軍縮、緊張緩和、難民受け入れ、気候危機、貧困の克服、災害救援など、人々の命を脅かす問題の解決に非軍事で尽力することが大切である²⁰⁾。

四 憲法の平和原則の発展

高市首相の一月七日の衆議院予算委員会における、台湾有事は集団的自衛権を行使する「存立危機事態」になり得るという答弁は、台湾問題の平和的解決を求めるこれまでの日本政府の立場を放棄し、一国の首相が中国に對して宣戦布告を行つたに等しいものであり、首相に求められるのは謝罪と発言の撤回である。他方で、私たちが追求すべき課題は、安保三文書軍事体制のこれ以上の進行をくいとめ、日本を東アジアにおける平和と和解を実現する国家へと転換させることである。

「戦争の惨禍」への深刻な反省と悔恨をふたたび将来の日本への社会的想像として喚起することで、非戦型の『小国』平和主義を今後に向けて踏みしめるべき道として選択していくことに、二二世紀の将来の日本の活路があるという提言がすでになされている²¹⁾。旧軍国主義体制と独善的な好戦的国家主義に再びしないため、かりに再軍事化を前提としても文民統制と国際協調が最低限の原則である。しかし、平和憲法は、そのような通常の諸外国憲法同様の国際協調路線にとどまるわけではない。憲法前文と第九条を基軸とする次のような二つの独創的平和原則にこそ憲

